

新型コロナウイルス（ジャマイカ国内の制限措置の延長と強化及び新たな感染者と死亡者情報）

6日、ホルネス首相は当地における、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の延長と強化について発表しました。

発表された措置は以下のとおりです。

1 夜間外出禁止令

(1) 10月7日から10月18日の午前5時まで

午後8時から翌午前5時まで

(2) 10月18日

午後3時から翌午前8時まで

(3) 10月19日

午後3時から翌午前5時まで

(4) 10月20日から11月1日の午前5時まで

午後9時から翌午前5時まで

2 公共の場での集まりは15名まで

3 65才以上の人は自宅待機（生活のための外出は1日1回は可）

4 タクシーの乗車定員は車両の最大定員より1名少なくなる、また乗客はマスクの着用が義務付けられる

5 葬儀やパーティーは禁止（埋葬は許可されるが15名まで）

6 教会礼拝はプロトコルに従った施設では許可される（ただし屋外では15人以上で集まることは禁止）

7 全ての企業は引き続き可能であれば在宅勤務を推奨する

※2～7までは10月31日まで

キングストン首都圏のWhitfield Townとセントキャサリン県Waterfordについてはさらに下記規制が行われます。

1 夜間外出禁止令（6日から10月20日の午前5時まで）

毎日午後6時から翌午前5時まで

2 公共の場での集会は6人以下に規制（10月19日まで）

3 マスク着用と距離の確保の厳格化

※上記エリアについてはジャマイカインフォメーションサービスをご参考下さい

<https://jis.gov.jm/longer-curfew-hours-in-whitfield-town-and-waterford-to-control-spread-of-covid-19/>

6日における当地の新型コロナウイルス感染者は82名、死亡者3名です。  
ジャマイカ国内での感染者は合計7191名、うち死亡者126名、治癒者2700名となります。

感染者の概要は以下のとおりです

- 1 生後72日から87才の、男性36名、女性46名
- 2 クラレンドン県5名、ハノーバー県1名、キングストン首都圏19名、マンチェスター県4名、ポートランド1名、セントアン県2名、セントキャサリン県30名、セントエリザベス県3名、セントジェームズ県8名、セントメアリー4名、レローニー県1名、ウェストモアランド県4名
- 3 感染経路は全員調査中

死亡者の概要は以下のとおりです

- 1 セントアン県の67才男性
- 2 セントメアリー県の84才女性
- 3 セントキャサリン県の88才男性

引き続き感染予防対策をとるとともに、今後の関連情報にご留意ください。

ジャマイカ保健省

<https://www.moh.gov.jm/>

当館ホームページ

[https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.jamaica.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(新型コロナウイルスに関するQ&A)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

WHO

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/>

PAHO

<https://www.paho.org/en/topics/coronavirus-infections/coronavirus-disease-covid-19>

10月7日

在ジャマイカ日本大使館

Embassy of Japan in Jamaica

NCB Towers, North Tower, 6th Floor, 2 Oxford Rd, Kingston 5

[tel:1\(876\)929-3338/9](tel:1(876)929-3338/9) fax:1(876)968-1373 <http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/>

(緊急時：\*FM radio: 87.9Mhz)